

新潟県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第31号

新潟県県税規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(還付金等の還付又は充当の通知)</p> <p>第42条 知事又は局長は、次に掲げる徴収金を還付する場合又は充当した場合は、その旨を当該納税者又は特別徴収義務者に通知するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第73条の2第8項、第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに<u>附則第11条の4第3項及び第5項</u>において準用する場合を含む。）及び第73条の27の4第4項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）の規定による不動産取得税額及びこれに係る徴収金</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(不動産取得税の還付の申請等の添付書類)</p> <p>第61条の2 法第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに<u>附則第11条の4第3項及び第5項</u>において準用する場合を含む。）及び第73条の27の4第4項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）の申請をする者は、申請書にこれらの規定の適用があるべき旨を証する書類を添付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(不動産取得税の減額等に対する決定の通知)</p> <p>第62条 (略)</p> <p>2 局長は、法第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに<u>附則第11条の4第3項及び第5項</u>において準用する場合を含む。）及び第73条の27の4第4項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）の申請があつた場合において、これに対し減額の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。</p>	<p>(還付金等の還付又は充当の通知)</p> <p>第42条 知事又は局長は、次に掲げる徴収金を還付する場合又は充当した場合は、その旨を当該納税者又は特別徴収義務者に通知するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第73条の2第8項、第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに<u>附則第11条の4第2項、第5項及び第7項</u>において準用する場合を含む。）及び第73条の27の4第4項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）の規定による不動産取得税額及びこれに係る徴収金</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(不動産取得税の還付の申請等の添付書類)</p> <p>第61条の2 法第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに<u>附則第11条の4第2項、第5項及び第7項</u>において準用する場合を含む。）及び第73条の27の4第4項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）の申請をする者は、申請書にこれらの規定の適用があるべき旨を証する書類を添付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(不動産取得税の減額等に対する決定の通知)</p> <p>第62条 (略)</p> <p>2 局長は、法第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに<u>附則第11条の4第2項、第5項及び第7項</u>において準用する場合を含む。）及び第73条の27の4第4項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）の申請があつた場合において、これに対し減額の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。</p>

とする。

別表（第117条関係）

文書等の名称	根拠条文	様式
(略)		
個人県民税に係る徴収金の払込額精算計算書	(略)	(略)
(略)		
法人税に係るグループ通算制度の承認等の届出書	(略)	(略)
(略)		
不動産の取得（特例適用）申告書（木造家屋用）	条例第43条第1項及び第2項（ <u>条例第39条第1項</u> ）	(略)
不動産の取得（特例適用）申告書（非木造家屋用）	条例第43条第1項及び第2項（ <u>条例第39条第1項</u> ）	(略)
不動産の取得（特例適用等）申告書	条例第43条第1項及び第2項（ <u>条例第39条第1項又は第46条第1項</u> ）	(略)
不動産取得税の減額（還付）申請書	法第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに <u>附則第11条の4第3項及び第5項</u> において準用する場合を含む。）及び第73条の27の4第4項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において	(略)

するものとする。

別表（第117条関係）

文書等の名称	根拠条文	様式
(略)		
個人県民税に係る徴収金の払込額精算計算書（ <u>指定都市以外用</u> ）	(略)	(略)
個人県民税に係る徴収金の払込額精算計算書（指定都市用）	第52条	別記第64号様式
(略)		
法人税に係る連結納税の承認等の届出書	(略)	(略)
(略)		
不動産の取得（特例適用）申告書（木造家屋用）	条例第43条第1項（ <u>条例第39条</u> ）	(略)
不動産の取得（特例適用）申告書（非木造家屋用）	条例第43条第1項（ <u>条例第39条</u> ）	(略)
不動産の取得（特例適用等）申告書	条例第43条第1項（ <u>条例第39条又は第46条</u> ）	(略)
不動産取得税の減額（還付）申請書	法第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに <u>附則第11条の4第2項、第5項及び第7項</u> において準用する場合を含む。）及び第73条の27の4第4項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項にお	(略)

	準用する場合を含む。)	
(略)		
贈与税の納税の猶予を受けない不動産取得税の免除に係る届出書	政令附則第10条第14項	(略)
(略)		

第63号様式 (第117条関係)

個人県民税に係る徴収金の払込額精算計算書

(略)

第74号様式 (第117条関係)

法人税に係るグループ通算制度の承認等の届出書

(略)	
法人税のグループ通算制度について(承認、取消し、取りやめの承認)があつたので届け出ます。	
(略)	<input type="checkbox"/> グループ通算制度の承認申請の承認があつた。 <input type="checkbox"/> 完全支配関係を有することとなつた。 <input type="checkbox"/> 通算完全支配関係等を有しなくなつた。 <input type="checkbox"/> 青色申告の承認の取消しの処分があつた。 <input type="checkbox"/> グループ通算制度の適用の取りやめの承認があつた。
(略)	
上記の事由により生じた通算法人の区分に関する事項	<input type="checkbox"/> 通算親法人となつた。 <input type="checkbox"/> 通算親法人でなくなつた。 <input type="checkbox"/> 通算子法人となつた。 <input type="checkbox"/> 通算子法人でなくなつた。
最初通算親法人事業年度	(略)
通算子法人適用開始事業年度	
通算子法人の区分	

	いて準用する場合を含む。)	
(略)		
贈与税の納税の猶予を受けない不動産取得税の免除に係る届出書	政令附則第10条第16項	(略)
(略)		

第63号様式 (第117条関係)

個人県民税に係る徴収金の払込額精算計算書
(指定都市以外用)

(略)

第64号様式 (第117条関係)

個人県民税に係る徴収金の払込額精算計算書
(指定都市用)

(略)

第74号様式 (第117条関係)

法人税に係る連結納税の承認等の届出書

(略)	
法人税の連結納税について(承認、取消し、取りやめの承認)があつたので届け出ます。	
(略)	<input type="checkbox"/> 連結納税の承認申請の承認があつた。 <input type="checkbox"/> 完全支配関係を有することとなつた。 <input type="checkbox"/> 連結完全支配関係等を有しなくなつた。 <input type="checkbox"/> 連結納税の承認の取消しの処分があつた。 <input type="checkbox"/> 連結納税の適用の取りやめの承認があつた。
(略)	
上記の事由により生じた連結法人の区分に関する事項	<input type="checkbox"/> 連結親法人となつた。 <input type="checkbox"/> 連結親法人でなくなつた。 <input type="checkbox"/> 連結子法人となつた。 <input type="checkbox"/> 連結子法人でなくなつた。
最初連結親法人事業年度	(略)
連結子法人適用開始事業年度	
連結子法人の区分	

<u>通算法人</u> となる前の申告期限の延長の有無	事業税及び特別 法人事業税	<u>連結法人</u> となる前の申告期限の延長の有無	事業税及び特別 法人事業税又は <u>地方法人特別税</u>
<u>通算親法人</u> この届出を行う法人が <u>通算子法人</u> である場合に記入		<u>連結親法人</u> この届出を行う法人が <u>連結子法人</u> である場合に記入	

第2条 新潟県県税規則の一部を次のように改正する。
別記第1号様式及び第1号様式の2を次のように改める。

別記

第1号様式（第117条関係）

The diagram shows a rectangular form with a width of 9.1 centimeters and a height of 5.5 centimeters. In the top right corner, there are two boxes labeled '第' and '号'. In the top left, there is a box for a photograph, labeled '写真', with a width of 1.8 centimeters and a height of 2.4 centimeters. The text '徴税吏員証' is centered in the upper half. Below it, the fields '所属', '職名', '氏名', and '生年月日' are listed vertically. At the bottom center, there is a space for '年 月 日交付'. In the bottom right corner, there is the text '新潟県知事' followed by a square box containing the character '印'.

第1号様式の2（第117条関係）

The diagram shows a rectangular form with a width of 9.1 centimeters and a height of 5.5 centimeters. In the top right corner, there are two boxes labeled '第' and '号'. In the top left, there is a box for a photograph, labeled '写真', with a width of 1.8 centimeters and a height of 2.4 centimeters. The text '検税吏員証' is centered in the upper half. Below it, the fields '所属', '職名', '氏名', and '生年月日' are listed vertically. At the bottom center, there is a space for '年 月 日交付'. In the bottom right corner, there is the text '新潟県知事' followed by a square box containing the character '印'.

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、改正前の別記第1号様式による徴税吏員証又は別記第1号様式の2による検税吏員証で現に効力を有するものは、改正後の別記第1号様式による徴税吏員証又は別記第1号様式の2による検税吏員証とみなす。